

土壌汚染対策法の概要

<目的>

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

<制度>

土壌汚染状況調査

- ①有害物質使用特定施設の使用の廃止時（第3条第1項）
※ただし、知事の確認を受けた場合は、一時的に調査義務が免除されます。
- ②一時的に調査義務が免除されている土地での 900 m²以上の土地の形質変更の届出の際（第3条第7項・第8項）
- ③3,000 m²（有害物質使用特定施設設置事業場等は 900 m²）以上の土地の形質変更の届出の際に土壌汚染のおそれがあると知事が認めるとき（第4条）
※土地の所有者等の全員の同意を得て、届出の前に調査を行い、届出の際に併せて当該調査結果を提出することも可能です。
- ④土壌汚染により健康被害が生じるおそれがあると知事が認めるとき（第5条）

自主調査で土壌汚染が判明した場合、土地の所有者等が知事に区域指定を申請（自主申請）（第14条）

土地の所有者等が指定調査機関に調査させ、その結果を知事に報告

土壌の汚染状態が指定基準を超過した場合

区域指定

要措置区域（第6条）
健康被害が生じるおそれがあるため、汚染除去等の措置が必要な区域
→汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示（第7条）
→土地の形質変更の原則禁止（第9条）

形質変更時要届出区域（第11条）
健康被害が生じるおそれがないため、汚染除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む。）
→土地の形質変更時に都道府県知事に計画の届出が必要（第12条）

搬出処分

汚染土壌を指定区域の外へ搬出し処分する場合

知事の許可を受けた汚染土壌処理業者に委託（例外規定あり）